

令和6年度交通安全運動

- | | | | |
|---------------|------------|---|------------|
| ○ 春の全国交通安全運動 | 4月 6日（土） | ～ | 4月 15日（月） |
| ○ 夏の交通安全県民運動 | 7月 11日（木） | ～ | 7月 20日（土） |
| ○ 秋の全国交通安全運動 | 9月 21日（土） | ～ | 9月 30日（月） |
| ○ 年末の交通安全県民運動 | 12月 11日（水） | ～ | 12月 20日（金） |

交通安全街頭指導日			
令和6年	実施日		備考
4月	8日（月）	15日（月）	春の全国交通安全運動
5月		15日（水）	
6月		17日（月）	
7月	11日（木）	19日（金）	夏の交通安全県民運動
8月			※8月は実施しません。
9月	24日（火）	30日（月）	秋の全国交通安全運動
10月		15日（火）	
11月	1日（金）	15日（金）	※15日は夕刻に実施（16時～17時）
12月	11日（水）	20日（金）	年末の交通安全県民運動
令和7年	実施日		
1月			※1月は実施しません。
2月		17日（月）	
3月		17日（月）	

（多治見警察署交通第1課作成）

交通安全街頭啓発（見守り）上の留意点

- 1 交差点に立ち、歩行者（特に学童、園児）の通行・横断が安全に行われているかを確認し、必要に応じて注意・誘導をお願いします。
- 2 横断の際は、歩行者を保護する為に横断旗等を用いてください。また、横断の合図はゆとりを持ってはっきりと運転手にわかるように行ってください。
- 3 車両等が停止してくれた場合であっても、他の車両等の動きに注意し、安全を確認してから横断を始めるよう誘導してください。
- 4 走行中の車両の前面に出て誘導することは、極めて危険であるため絶対にしないでください。
- 5 黄信号や歩行者用青信号が点滅しているときは、次の青信号に変わってから横断するよう誘導してください。
- 6 横断中に黄信号に変わったり、歩行者用青信号が点滅したりしたときは、速やかに渡り終えるか、速やかに引き返すよう誘導してください。
- 7 交差点で信号が青であっても、右左折してくる車両等に注意して横断するよう誘導してください。

※街頭啓発中は、歩道上やガードレール等の柵が設けられている場合は柵の内側で誘導を行い、できる限り車道へは出ないようにご注意ください。また、啓発活動する者に特別な権限（指示や命令）は与えられていませんので、行き過ぎた誘導や行動をしないようお願いします。